

## 【観光分野】規制改革事項について

## 1. 国家戦略特区

## &lt;特例措置&gt;

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
旅館業法	<b>滞在施設の旅館業法の適用除外</b> 国内外旅行者の滞りに適した施設を賃貸借契約に基づき3日から10日間以上使用させ、滞りに必要な役務を提供する事業を行う者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。	2013年 12月 特区法措置 2016年 10月 政令	東京都(大田区)
旅館業法(宅建業法)	<b>旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化</b> 国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。	2014年 12月 通知	—
自家用自動車	<b>過疎地等での自家用自動車の活用拡大</b> 過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。	2016年 5月 特区法成立	養父市
出入国手続き	<b>民間と連携した出入国手続き等の迅速化</b> 外国人観光客に対する空港等での手続を迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続について、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。	2016年 5月 特区法成立	—
道の駅	<b>道の駅設置者の民間拡大</b> 国家戦略特区においては、「道の駅」の設置主体を、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、市町村との協定の締結等を前提に、民間事業者に拡大する。	2017年 1月 通知	今治市
旅行業務取扱管理者試験	<b>農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除</b> 観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する。	2017年 3月 省令	仙北市

## &lt;特例措置⇒全国展開&gt;

古民家(旅館)	<b>古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外</b> 地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロント無しで認める。 ※初活用自治体:養父市	2018年 1月 政令	
都市公園保育所	<b>都市公園内における保育所等設置の解禁</b> 保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。 ※初活用自治体:東京都他	2015年 7月 特区法措置 2017年 5月 都市公園法	

## &lt;全国展開&gt;

旅館業(消防法)	<b>民泊に係る消防用設備等の基準に関する適用除外条件の明確化</b> ・共同住宅の一部を民泊として活用する場合に、消防法施行令第32条に基づく特例を適用して民泊が存しない階における誘導灯の設置を免除できる条件を例示。 ・平成17年総務省令第40号の適用を受けて共同住宅用自動火災報知設備などの設備が設置されている共同住宅につき、通常用いられる消防用設備等に切り替えることなく、当該住宅の一部を民泊に活用できる条件を例示。	2016年 5月 通知	
古民家(建築)	<b>古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外</b> 地方公共団体が、あらかじめ建築審査会の同意を得て建築基準法を適用除外とするための包括的な同意基準を定めた場合、専門の委員会等により同意基準に適合すると認められた歴史的建築物については、建築審査会の個別の審査を終ずに建築基準法の適用除外とすることが可能。	2014年 4月 通知	
古民家(消防)	<b>古民家等の歴史建築物の活用のための消防用設備等の基準の適用除外事例の情報共有</b> 消防長又は消防署長が令第32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行えるよう、積極的に関連する事例を情報共有するとともに、各地域からの相談を受け付ける仕組みを構築する。	2014年 4月 通知	
ホテルシップ	<b>旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設における無煙の客室の取り扱いについて</b> イベント期間に限定して、一定の条件の下、窓の無い客室を有する船舶でも宿泊させる営業を可能にする。	2018年 5月 省令	

## 2. 構造改革特区関係

特定事業(特定事業番号)	概要
特殊海岸地域交通安全対策事業(101)	道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等でも、地方公共団体と警察とが連携して、一般道路のように自動車走行ができるような交通規制を可能とする。
特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))	農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒(いわゆる「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 (濁酒製造における副原料について、新たにそば・アマランサスなどを含む雑穀全般の使用が可能に:平成21年7月)
特産酒類の製造事業(709(710、711))	地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール(以下「特産酒類」という。)を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルとする。
清酒の製造場における製造体験事業(712)	清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす。
地方競馬における小規模場外設備設置事業(1010)	小規模な場外馬券発売所の設置審査について、都道府県知事が確認することにより審査を簡素化する。
小規模場外車券発売施設事業(1121)	小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。
オートレース小規模場外車券発売施設事業(1130)	小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。
地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業(1226)	地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。